

井水配管切替工事に関する誓約書

(あて先) 久留米市企業管理者

年 月 日

住 所

氏 名

1. 工事箇所

2. 水道番号

今般、上記の給水装置工事を申し込むにあたり、水道法第四条^(注1)及び十六条^(注2)に基づいて既設井戸配管は廃止し、新規配管を使用すべきであるが、費用等の関係により困難であるため、既設井戸配管を再使用します。

なお、本工事を原因とする水質異常、漏水および給水装置の機能不良等が発生した場合は当方で責任を持って速やかに解決し、何ら異議を申さないことを誓約いたします。また、当該建物が第三者に譲渡した場合はこのことを継承いたします。

(注1) 水道法第四条 水道により供給される水は、水質基準に関する省令に適合するものでなければならない。

(注2) 水道法第十六条 水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が政令で定める基準に適合していないときは、適合させるまでの間その者に対する給水を停止できる。